

第4回国立市介護保険運営協議会

日 時 令和6年9月20日（金）午後7時から午後8時10分

場 所 市役所3階 第1・2会議室

出席者 林会長、榎本委員、小出委員、小林委員、澤地委員、瀬戸委員、信坂委員、
前田委員、水川委員、森平委員、山路委員、山本委員 以上12名
高齢者支援課事務局

議事：

【林会長】

こんばんは。定刻となりましたので、第4回国立市介護保険運営協議会を始めます。
議事に入る前に、事務局の御説明があると思いますのでお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。では、少し説明をさせていただければと思います。

本日の会議ですが、事前に新田副会長から御欠席の連絡をいただいておりますので、
よろしくお願いいたします。

もう1点、関戸委員なんですけれども、先日、関戸委員御自身から体調不良ということ
で辞退のお願いが提出されました。これをもちまして、8月24日付で御本人解嘱と
いう形を取らせていただきましたので御了承いただければと思います。関戸委員の後任
の委員については現在選定を進めておりますので、また決まりましたら御報告させてい
ただければと思っております。

それと、大変事務的ななんですけれども、目の前に見慣れない丸っこい機械があらうか
と思います。市役所のほうでAI議事録システムというものを購入しまして、今回それ
を試験的に使わせていただければと思って置いてございます。特段皆さんの御発言、何
か気をつけることとか、そういうものがあるわけではございませんで、いつもどおりに
発言していただければ大丈夫でございますが、そういうものが今日は置いてあるよとい
うことで御承知おきいただければと思います。

事前の説明、事務局からは以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、1は議事録の承認であります。前回第3回
の議事録について、お手元に届いているかと思いますが、何かお気づきの点はございま
したでしょうか。

事務局へ、何かありましたか。

【事務局】

事前に事務局のほうには連絡は特に来ておりませんでした。

【林会長】

それでは、議事録の案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

では、そのようにさせていただきます。

次に、議題の2ですが、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に係

る独自報酬の設定についてであります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、右肩に資料7と書いてある資料に基づいて説明させていただければと思います。小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬の設定についての資料でございます。

まず、1番として、「独自報酬とは」というふうになってございます。復習になろうかと思いますが、改めて簡単にいかつままで御説明させていただければと思います。

介護保険法第42条の2第4項という法令の規定に基づきまして、「地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、」「当該市町村が定める額」を支給することができるという制度が独自報酬というものになります。

具体的には、その下の表にありますとおり、4つのサービス種別について、それぞれ右側の単位を限度として各市町村で定めた要件に従って独自報酬を支給できるというものになってございます。

3つ目の黒丸ですが、同基準等により以下のように定まっていることがございます。

1つ目としては、独自報酬は加算方式とすることが定まっています。

また、報酬加算の要件については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件とすること。

通常の運営基準に満たない要件設定は不可でございます。

また、通常の加算を下回る要件とする場合には、当該加算の単位数を超える単位設定はできないことというのが定まっております。括弧書きにありますのが、独自報酬で国の定めた全体の報酬基準上にある〇〇加算といったものを緩和した要件設定は許されているんですけれども、この場合には〇〇加算の単位数を下回らなければいけないというふうな意味でございます。

5つ目、独自報酬を定めるに当たっては、被保険者その他の関係者の意見を反映させ、学識経験者の知見を活用するようにしなければならないということが定められております。

本日は、被保険者その他の関係者の意見の反映、学識経験者の知見の活用ということで、運協の場で我々が考えた独自報酬の案について御審議いただければということになっております。よろしくお願いいたします。

続いて、2番でございます。独自報酬を導入する背景というふうに書きました。これまでの介護保険運営協議会の中で独自報酬についてさまざま議論をいただいておりますので、その振り返りを含めて記載をさせていただいております。

1つ目の黒丸ですけれども、令和5年、去年の8月18日の検討部会、それに続く9月15日の運営協議会の会議にて独自報酬について議論がされております。この議論を踏まえて、今期の地域ケア計画に以下のように盛り込ませていただきました。

読み上げますが、「サービス種類ごとの個別の提供量確保策として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、国立市独自の報酬（独自報酬）を導入することにしました」、このように記載をさせていただきます。

議論の中にもありました主な背景は、次のとおりでございます。

1つ目としまして、市有地における小規模多機能型居宅介護事業所の整備の公募をさせていただいたんですけれども、一旦選定された事業者さんが小規模多機能型居宅介護事業の収益性が低いということを主な理由として内定を辞退することになりました。ま

た、小規模多機能型居宅介護事業が地域密着であるために、ほかの市からの誘客も基本的には難しいということもあってなかなか収益性を上げていくのが困難ではないかということでの辞退であったと市としては受け止めてございます。まず、これが大きな背景の一つでございました。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所につきましても、市内にも今1つあるんですけれども、人材の確保困難を理由に現時点でも休止中という状態でございます。

これらの施設、小規模多機能、もしくは定期巡回、看多機も同じですけれども、3つとも在宅介護の限界点を上げる施設というふうに介護保険の中では位置づけられておりまして、この先国立市内で独居高齢者が増えていく中でこれらの施設は必要性が高いだろうということが議論されて、追加整備が必要な状況であるというまとめの中で地域ケア計画のほうに盛り込まれていったという状況でございます。

また、次のページになりますが、介護保険運営協議会での議論において以下の点も確認をされております。

1つ目としましては、国立市では独自報酬の実現性の観点ということも考えたほうがいだろうということで、そのとき確認をしたほかの市の例を見ながら成功報酬型の加算ではない形が望ましいという御意見をいただいております。

2つ目として、人材育成にも焦点を当ててより質の高いサービスにつながるような加算要件とすることが望ましいという御意見をいただいております。

3つ目、他市の独自報酬なんかも参考にしながら、地域との関わりを増す要件が望ましいだろうという御意見があったというふうに確認してございます。

このような介護保険運営協議会での議論を踏まえまして、今回新たに独自報酬設定案を考えてまいったというのが3番でございます。

考えるに当たりましては、(1)にありますとおり、国立市における地域課題を改めて考えなければいけなかった、また対象事業所における課題というのも探らなければいけなかったというふうに思っております、この辺を対象事業所のヒアリングから少し拾い上げてございます。

1つ目の黒丸ですが、内容検討に当たっては市内既存の小規模多機能型居宅介護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業所にヒアリングを実施いたしました。それぞれ1事業所ずつでございます。

1つ目の矢印ですけれども、市内の小規模多機能では、比較的長い期間の宿泊を希望する方の利用を積極的に受け付けるとか、介護度が高い方を多く受け入れるといったように運営上の工夫をしながら手厚い介護の実践に努めているということがヒアリングの中でも聞かれました。

看多機のほうは、クリニックとか病院との連携をきちんと行うように努めているということ、また医療ニーズのある利用者にとって有用なサービスという受け止めの中で、高齢のがん患者であるとか自宅介護が難しくなる病気の患者にとってみとりの場としても機能し始めているということをデータを含めてお示ししていただいた次第でございます。

3つ目の矢印ですが、両事業所とも経営母体が多角的な介護事業を運営しているので事業所の維持はできているけれども、単体として見るとなかなか苦しい状況にあるという実情もお話をいただきました。

同じく、これはほかの事業所さんも同じですけれども、慢性的な人材不足の状況があるということもお知らせをいただいているところでございます。

以上の4点をまとめますと、市内の在宅介護の限界点を上げる施設として期待されて

いる機能を発揮できている、発揮しようと努めていただいている状況にあるというふう
に受け止めております。よって、以前の運協での議論にもありましたとおり、独自報酬
を導入することで施設の継続性を向上すること自体が市民にとってメリットが大きいと
いうことを改めて確認できたなと思っております。

次の矢印ですが、利用者個人に対する総合的なマネジメントを提供できる事業所特性、
看多機・小多機はそれぞれそういう事業所特性があるというふう認識してございま
すが、これを生かして、現状においても独居高齢者とか認知症高齢者の方に多く利用い
ただいているということで、そこに強みを発揮できているというふうな現状をお話いた
しております。この強みを今後も助長していくことで、国立市でも今後増えていく、も
う増えていき始めている独居高齢者とか認知症高齢者のケアの推進が期待できるもの
と考えてございます。

次の矢印ですが、一方で、機能が複雑であるということもあろうかと思っておりま
し、施設種別としての知名度や理解度が低い状況にあるように感じられるということで
ございました。看多機・小多機、両方とも同じことを言っておりました。裏を返しま
すと、知名度・理解度の向上を図ることでさらに利用を伸ばすことができる、という余
地があるものと受け止めておりまして、取りも直さず事業所の継続性向上につなげら
れる可能性があるものと考えてございます。

次のページでございます。

以上のようなヒアリングの結果を基に、国立市の独自報酬、以下のような案で持つて
まいったところでございます。小多機・看多機とも同じ案でございます。

ヒアリングの結果を基にしているのも、事業所さんの継続性を高めるという観点が今
までの説明だと重視されているように見えるんですけども、もちろんそれだけではなくて、
利用者の方にとっての介護のケアの質を上げる観点ではどういうことになるだろ
うか、また地域課題を解決するために看多機・小多機さんに果たしてもらいたい役割は
どうであるかということを経営的に考慮して3つの要件を設けた次第でございます。

1つ目は、「開かれた運営体制の構築に関する項目」と題しましたが、地域との連携
を強めていただきたいという趣旨でございます。

1番として、「年間計画に基づいて、年1回以上、地域の町会・自治会、福祉の体験
学習の受入れ等、地域活動に積極的に参加していること」ということで、年1回以上で
すけれども、こちらから地域活動に出向いて行ってほしいというふうな要件でございま
す。

2番は、反対で、「年間計画に基づいて、年1回以上地域住民も参加する行事を開催
し」というふうにあります。これは、逆に地域住民の方々に来ていただく行事を主催し
てくださいという内容でございます。

3番でございますが、今の2つは地域の話でしたけれども、3番は介護事業所同士と
いうことで、地域の介護事業者で組織する国立市介護保険事業者連絡会及び専門部会に
参画してくださいということ、またそこで得られた情報を共有して研さんに励んでほ
しいというようなことを項目に盛り込んでおります。

以上、3つとも適合した場合に単位数200を加算するというふうにさせていただ
いております。

2番目の要件でございます。「独居高齢者等への支援に関する項目」とさせていた
きました。

1つ目としましては、市内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、次の各号に
掲げる基準のいずれかに該当する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った

場合に加算をするということでございます。

(1) は、一人暮らしのもの、まさにいわゆる独居の方。

(2) が、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者ということで、高齢者のみ世帯というふうに呼んでいる世帯でございます。

(3) が、高齢者と同一の世帯に属する全ての者が就労等の理由により6時間以上不在となる日が1月当たりおおむね15日以上である場合の当該高齢者、長ったらしいんですけども、日中独居とか日中高齢者のみ世帯というふうに言われる世帯でございます。

これらに該当する利用者の方に対してケアを行った場合には加算をさせていただくということでございます。

2番としまして、前項に該当する利用者のうち、同一世帯に属する全ての者が要介護認定を受けている利用者に対しましては、いわゆるサービスを提供しない日につきましても——訪問が入っていれば別なんですけれども、見守りをしてください、安否確認をお願いしたいというふうな趣旨でございます。

3番は、安否確認でございますので、万が一連絡がつかない、安否が心配されるというようなときには速やかに事業所の責任において安否確認を行ってくださいということ。必要に応じて包括にも連絡・連携を取ってくださいということ。

これら3つとも該当した場合には、対象者加算としていますので、そういった方々のケアについて400単位を加算させていただくという要件でございます。

3つ目です。「認知症ケアの充実に関する項目」と題しました。

1番は、認知症介護実践リーダー研修を修了している常勤の方を1人以上配置してください。

2番、その方を中心として事業所内で技術向上を目的とした勉強会を開催してください、月に1回以上をやってくださいという内容でございます。これでもって認知症に関する介護・ケアの質を高めていただきたいという内容ですね。

3番は、それに加えて、自主事業として認知症カフェであるとか、そういった相談支援の場の提供、類似する介護者支援事業でも構わないというふうにしましたけれども、これを年2回以上実施してくださいということを要件にさせていただきました。

3つとも適合した場合に400単位加算するという内容でございます。

200、400、400で合わせて1,000単位上限いっぱいまで独自報酬をつけさせていただくという内容でございます。

4番、今後のスケジュールでございます。

今日の議論の中で固まった独自報酬の案について、今後市議会にも報告をさせていただき、市として要綱を制定させていただき、また並行して事業者への周知であるとか、国保連への報告等の諸条件を整えた上で施行させていただきたいと思っております、12月と書いたんですけども、もしかしたら11月ぐらいからできるかなんていうことも考えております。それぐらいのスケジュールで進めていきたいと思っております。

最後に、5番、備考でございます。

今まで小多機・看多機の独自報酬を説明してまいりましたが、定期巡回はどうしたのというふうに思われたかなと思いますが、定期巡回については休止中の事業所さんにこの間ヒアリングを実施いたしましたところ、引き続き人員確保が難しい状況であるということで、再開に向けてのめどは立っていないというお話をいただきました。他方で、廃止ではなくて休止というような観点で、再開に向けて努めていきたいという意欲はあ

りますよということを御説明いただいたところでございます。

この辺りの状況を踏まえまして、引き続き再開を働きかけつつ、その中で独自報酬、こういったものがあれば再開に結びつけられるのか、さらに検討を深める余地があるのかということで、今回は一旦設定を見送って、小多機・看多機のところだけ先行して独自報酬を設定させていただくということで案を持ってまいった次第でございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた件につきまして、質問、御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】

御説明ありがとうございます。細かい部分とかをとにかく言うことはないんですけども、2ページ目——1ページの裏の上のところの3つ目、「人材育成にも焦点をあて、より質の高いサービス」の部分と、下の3の（1）の4番目の上のところなんですけれども、「施設の継続性」とあるんですね。そして、一番下のところにも「事業所の継続性」とあるんですね。簡単に言うと、施設という箱と利用者という形になっていると思うんですね。でも、そこの部分の根本には働くスタッフ、人の継続性につながってくると思うんです。施設は通ずるかもしれないけど、どんどん人がくるくる代わっていればなかなか質は上がらないと思うんですね。そこの辺の部分に仕掛けがあればいいかなと思います。具体的にポイントがどうこうではなく、その中でも何か資格を取得するとか、平均勤続年数を上げていくということに対して何かしら国立市として力を入れていく。

例えば、国立市として永年表彰をしていくとか、市報に載せるとか、長く国立市の施設で勤めていくところの部分で何かしら表彰していくとか、質の向上をしていくという仕掛けを、単位数のポイントには入れなくていいと思うんですけども、そういうところで、長く続けられたほうが当然質としては上がると思いますので、そういう仕掛けを何かしていただけるとより長く勤めて、そしてその部分での地域の人たちとの関わりを深めていく。すなわち人のほうに光を当てての工夫というのを何かしら一つ入れてほしいなと思っていますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

事務局からお願いします。

【事務局】

御意見ありがとうございます。事業所の継続性は、取りも直さずスタッフの継続性につながっていくものというふうに思っております。報酬が加算されたものというのは、今人手不足の状況もありますので、どう使うかはもちろん事業所さんによってくる部分はありますけれども、当然人にも回していかないと人が集まってこないという部分はあると思うので、つながっていくものかというふうに思っております。

今の委員の御指摘は、今回のポイントにどうこうというよりも、全体を見据えて、例えば永年表彰とか、幾つかアイデアをいただきましたけれども、より人に光を当てるような仕組みを考えてほしいということだったかと思いますので、受け止めながら施策のほうに反映できるように考えていきたいと思えます。御意見ありがとうございます。

【林会長】

山路委員、お願いします。

【山路委員】

基本的なところを教えてください。独自報酬というのは、単位数がそれぞれ書いてありますが、これは通常の報酬設定にプラスアルファという意味ですよ。それでいいんですね。

【事務局】

はい。おっしゃるとおりです。

【山路委員】

これは、時間当たりということですね。1時間当たりの単位というふうに考えていいんですね。単位は、これは何なんですか。要するに、1日当たりとか、1回当たりとか、1時間当たりとか、そういう単位というふうに考えるのかどうかというところがよく分からないので教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

申し上げます。小多機なり看多機なりの報酬、一番基本の報酬は月当たりの単位となっております。月当たり、1人当たりということで単位設定されておりますので、そこに加算をするということでございます。なので、1月に1,000単位加算ということで考えていただければと思います。

【山路委員】

1月に利用する通常の料金プラス1,000単位というか、ここで言うと200、400、400でしょう。それで上限が1,000ということですか。

【事務局】

さようでございます。

【山路委員】

分かりました。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

澤地委員、お願いします。

【澤地委員】

国立市では独自報酬の実現性の観点から成功報酬型の加算としない形が望ましいということになってはいますが、算定要件が満たされなかったとしても200、400、400単位というのが加算されるということなんでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

言葉が足らず申し訳ございません。そういうわけではなくて、ここに書いた加算要件を全て満たした場合に200、400、400という加算がつくという形でございます。

成功報酬型という表現をしましたのは、前回の議論ときに八王子市さんのものを例として見ていただいたと思うんですけれども、ケアの結果、介護度が改善した方がいた場合にはその方に加算をしますというふうな仕組みを八王子市さんでは取っておりました。ケアをしたことで改善したことを条件にするというのを成功報酬型というふうに簡略化して呼ばせていただいたんですけれども、国立市ではそういう方法を取らないほうがいいんじゃないかという議論が前回あったということでございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

小出委員、どうぞ。

【小出委員】

1 ページ目の2の丸の2番目、「その主な背景は、次のとおり」のところで、前回の公募のときに一旦選定された事業者が収益性の低さを理由に内定辞退に至ったと書かれています。当時、ウクライナの戦争が始まったりして融資状況が悪化したことが理由だったかと記憶しているんですけども、今回新たに小規模多機能・看多機を募集するのに、今回は市の独自加算をされるということなのですが、2 ページ目の3の1つ目の丸、矢印の3つ目、既存の小多機の事業所、看多機の事業所とも経営母体が多角的に展開されているので事業所を維持できているが、事業所単体では赤字の状態ということ。ですけれども、今回独自加算をされることによって、どちらが応募されるか分かりませんが、あまり経済状況がよくなったという印象を持ってないんですが、この加算で事業所の経営状態というか、事業所リスクというか、こういったものを回避できると考えてよろしいのでしょうか。

要は、また同じように何か突発的な事故が起きて辞退されてしまう危険性があるのかどうかとか、そういったところが懸念されますので、加算がそれに資する内容であるのかというところがこれだけ見ると分からないので、その点を説明していただければと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

お答えいたします。おっしゃるとおり、前回の内定辞退に至ったときには、融資状況の悪化ということも理由にあったかとは思いますが、融資状況の悪化も理由にありながら、一番の根本には、書いたとおり収益性の低さというところを理由として挙げて私どものほうには伝わってきたというところがございますので、取り出して収益性の低さを理由にと書かせていただいた次第でございます。

ヒアリングの中で、事業所単体では赤字の状態にあるというふうには伺っておりますが、残念ながら財務諸表なんかを確認して幾ら赤字というところまで確認をしたわけではございません。苦しい状況をお伝えいただいたというところがございます。

そういった中で、独自報酬の加算がどれだけ意味を持つのかというような御質問だと思いますけれども、以前の運協の中でも、独自報酬で全ての点数を取れるとすると定員1人分を埋めたぐらいの効果というのは生まれてくるだろうというお話がありました。年間ベースでは恐らく、ざっとの計算ですけど200万ちょっとのプラスが事業所さんのほうには入ってくることだろうと思ってございます。

ある程度の規模を持って支援ができるかなというふうに思っておりますので、もちろん今後の戦争の状況とか、分からないところはありますけれども、事故があったりしてまた変わる可能性はありますが、一定程度事業所の方々には支援として受け止めていただける金額ではなかろうかと思っています。

また、もう一つには、事業者さんに報酬を加算していく仕組みというのは、説明したとおり限界が定められておりますので、これが上限いっぱいというところもございますので、これ以上は逆にやりにくいという部分も一方ではあるというところを御承知おきいただければと思います。

最後に、先ほどもお伝えしたんですけれども、事業所さんへの支援という部分ももちろんあるんですが、それだけではいけないだろうということは市として意識をしました。保険者として意識をさせていただきまして、介護の質の向上にもきちんとつながるように、利用者の方のメリットにもなるように、報酬でございますので1割は利用者の方に負担いただく形になりますので、そういった面もきちんと考慮をする中でこのような設定をさせていただいたということで御理解をいただければ幸いです。

【小出委員】

ありがとうございます。

あと、前回かなりのところまでというか、着工はまだしていなかったですかね。設計の段階で、相当なところまで来ていたと思うんですが、こういった既存の資産みたいなものは利用できたりするんでしょうか。それはないんですかね。要は、コストの面なるべく負担が少ないことが市民の、全体の国立市の介護保険事業を運営する上で結構重要なことかなと思っているので、既存の資産をどれだけ活用できるのかというところを、すみません、よく分かっていないので御説明いただければありがたいです。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

確かに、おっしゃるとおり、前回は設計等もある程度進んだ段階でやむなくということで辞退になったものと受け止めております。ただ、設計そのもの自体は事業者さんに所属するものでございます。市に所属するものではないので、今回公募をして全然違うところが手を挙げたとしても、そこにこういう設計がありましたよということを提示することは、事業所さんの競争性の中で難しいものというふうに受け止めてございます。

数字にあらわれるコストではないんですけれども、前回の公募の中で地域住民との話し合いを進めていったりであるとか、隣地の方との境界画定とか、そういったところについても進めていったところはございます。そういったところは、素地として、周りの方にここはこういう施設が建とうとしているんだなということは御理解いただけてくるものと思いますので、そういった見えないコストですけれども、そこは削減できているのかなというふうに思います。

以上です。

【林会長】

よろしいでしょうか。

【小出委員】

はい。ありがとうございます。

【林会長】

ほかに……。

山路委員、お願いします。

【山路委員】

2 ページ目の一番下にある小規模とか看多機とか、名前もそうですが、機能が複雑であることから施設種別としての知名度や理解度が低くてなかなか利用が広がらないというようなことが書かれていますが、知名度や理解度の向上を図ることでさらに利用を伸ばすことができる余地があるというのはそのとおりだと思うんですが、ネックになっているのは、これは事務局の御意見も伺いたいんですが、ケアマネの判断だと思うんです。そういうところを利用してはどうかというのは、利用者の状況を踏まえてケアマネの人のアドバイスで利用者が判断して考えるというケースが多いと思われまいますので、ケアマ

ネの方々がどこまで理解できるのか、それについてどこまできちんと本人にとって恐らく必要であろうと看多機とか小規模多機能の利用を進めることができるのかという点で私は多少危惧を持っています。

ケアマネというのは、もともと介護保険の一つの弱点でありますけれども、事業所に属している方々ばかりなので、事業所にとってのメリットのあるようなサービスの使い方はするけれども、そうじゃない場合はなかなかそこまでいかないというのはやむを得ないものかもしれないんですが、看多機・小多機の利用の促進ということから考えると、そこら辺はケアマネが本人の状況を考えて判断できるかどうかというのはなかなか考えにくい。ですので、話が堂々巡りになって申し訳ないんですけども、ケアマネの方々に理解促進が深まるような研修なりPR、働きかけを再度していくことが大事なのではないかと。ただ一般的に利用度・知名度の向上を図るというだけでは、私は不十分だと思います。ぜひケアマネ対策を考えていただきたいと思います。

以上です。

【林会長】

事務局、どうぞ。

【事務局】

御意見ありがとうございます。おっしゃったように、小多機・看多機を利用する場合には地域のケアマネさんから所属のケアマネさんに代わらざるを得ない、これはもう仕組みの部分でございますので、市としてはいかんともし難い部分ではございますが、そこが一つのネックになっているということはヒアリングの中でも事業所の方から伺うことができました。同じ思いでございます。

特に算定要件のほうには盛り込みにくくて明確には盛り込んではいないんですけれども、あえて申し上げれば、一番上の「開かれた運営体制の構築に関する項目」の3番のところで、介護保険事業者連絡会に参加してねというふうなことを申し上げておりますが、この中で今の小多機・看多機、また新しく公募させていただく予定の小多機、3つのところが連携し合う中で、例えば好事例を地域のケアマネさんたちに紹介するとか、そういったことというのは考えられるんじゃないかなと思ってございます。実際にヒアリングの中でもそんな意見を事業所さんと交わす中で、それはいいねなんていう声も聞かれましたので、そういったことは今後、算定要件とは別になりますけれども取組を進めていきたいと思っています。

以上です。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、これにつきましてはこれくらいにしまして、議事を進めたいと思います。

議事の3が、令和6年度国立市地域密着型サービス事業者の公募について（小規模多機能型居宅介護）（案）であります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、説明させていただきます。右肩に資料8とあるものを御用意いただければと思います。

冒頭に資料にないことを申し上げたいと思いますけれども、御承知の方ももちろん多いと思いますが、改めて復習ということで、今回公募させていただきたいと思っている場所は東2丁目の土地でございますが、市としては平成24年にこの土地を寄贈ということで頂きました。その際、寄贈者の方の御希望ということで、高齢者福祉に使ってほしい、転売とかはしないでほしい、高齢者が気軽に立ち寄れる場にしてほしいというよ

うな3つの御要望をいただきまして、市の中でそれを持ち帰って検討させていただく中で、では当時から介護保険事業計画において小規模多機能を整備しようと言っておりましたので、このところはそこの施設に充てさせていただきたい、また地域住民の交流スペースといったものを併設させていただきたいという方針を決めた次第でございます。これは、平成25年の2月という記録になってございました。

その後、御承知のとおり当該土地の活用に向けて権利関係の確認とか、地域住民との意見交換とか、そういったことをさせていただく中で、令和元年度に一度公募をさせていただいた。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、経済状況の悪化なんかもありまして、令和3年度末になりますか、事業者が内定を辞退されたというのがここまでの経過でございます。

その後、運協の中でもまた議論があったかと思っておりますが、小規模多機能型事業所というのは整備の必要性があるだろうというふうな結論の中で、9期の計画にそのことが盛り込まれた、独自報酬も設定をして誘致を図ろうというお話もあった、独自報酬は先ほどのお話のとおりでございますが、そういった経過があった次第でございます。

こういったことを踏まえて、今回改めて東2丁目の市有地において公募をさせていただきたいというのが今回の資料8でございます。

おめくりいただいたところから、公募の趣旨、また公募の事業所等が始まってまいりますが、今回公募させていただく事業所はいわゆる小多機、小規模多機能型居宅介護施設でございます。看多機につきましても応相談というふうに書かせていただきました。

この時期から公募を始めますので、令和7年度中に整備が開始になるかと思っております。早く進むと7年度中に何とかなるかなとは思いますが、恐らく8年度になってからオープンになるのかなんていうことを想像しながらこのような整備年次ということを書かせていただきました。

公募のスケジュールは、12月から始めて、審査等を経て、令和7年5月中旬に結果公表ということで記載をしております。この点、すみません、資料を提出してから少し中での議論もありまして、12月の公募開始よりも少し早められるんじゃないかということの中でも議論をしております。もしかしたら先ほどの独自報酬の設定と併せて11月に間に合わないかなということで、その場合にはそれぞれここに記載の数字が1か月ずつ前倒されるというようなことで、少しこのところは今日の案から変更させていただく可能性がありますので御承知おきいただければと思います。

めくりまして、2ページにお進みください。

この辺はおおむね前回のものと変えていないんですけれども、5番の地域密着型サービスの基準及び報酬というところに点線が引いてありますが、国立市が定める基準が運営の基準ですよ、介護報酬単位は厚労大臣が定める単位に国立市指定地域密着型独自報酬に関する要綱に定める独自報酬を加えたものとしますということで、先ほど議論いただいた独自報酬がここに加わってくるということで、少しでも誘致の可能性を高めたいというところでございます。

6番の指定方法については、前回と変更はございません。また運協の力を借りながら審査をいただきたいと思いますのでございます。

7番の公募手続は、前回と特に変えておりません。後ほどお目通しいただければと思います。

結構細かいことがいろいろ書いてございます8番の審査基準についても、基本的には前回と変わらないものということで受け止めていただいて、後ほど御覧いただければと思います。

めくっていただいて、6 ページの次にまた 1 と始まっているんですが、別紙の特記条件等について少し補足で説明をしたいと思います。

土地については変わらずですが、市の持つ土地で東 2 丁目 2 4 番 4 というところについての公募をさせていただきたいという内容でございます。

地積等は記載のとおりでございますが、前回の公募のときには隣地との境界が一部未確定となっておりますが、先ほど申し上げたとおり全て境界の確定は済んでおりますので、その点は前進しているかなというふうに思っています。

土地略図の下に米印がございます。土地利用上の制約と書かせていただきました。これは逆に前回のときにはなかった項目でございますが、隣地確認書の境界確定の中で、北側及び東側の隣地の所有者との間で少し条件を交わしてございます。

具体的には、北側にある土地に進入するための道というのが、北側の敷地だけですと狭くて車が通れないような状況でございますので、そこについては覚書の中で車が通れる幅をきちんと確保して、それこそいざというときに救急車・消防車が通れるようにしておいてほしいということ、それは市として了承しましたという覚書を交わしております。その覚書は、今回の公募に応募いただく事業者さんにも守ってくださいということをここで明記してございます。

特記条件の裏面、2 ページ目でございますが、ここについてもおおむね変更はございませんで、建物の建設費は基本的には事業者さんに持っていただくという形になってございます。ただ、東京都の補助金を使っていたら整備していただければと思ってございます。

②に書いてありますが、地域交流スペースを併設ということも条件にさせていただいております。地域交流スペースは、住民主体による運営という形を想定しておりますので、これは公募が通った事業者さんのほうで公募をいただきながら、市のほうでも協議をしながら公募をいただいて、当該スペースを共用する形をお願いしたいというふうに書いてございます。

③に書きましたが、先ほど議論いただいた独自報酬については、全ての要件を満たすように運営をお願いしますということを条件にさせていただければと思ってございます。

Ⅱでございますが、借地の契約形態、これも前回と変わらずですが、30 年間の貸借契約ということで、無償貸付けとさせていただきたいと思ってございます。無償貸付けは議決が必要になりますので、公募が終わりましたら私どものほうで議決を取っていくので確定ではないんですけども、その方針で進めていくということでございます。

圏域については、市内全域、いつもどおりでございます。

Ⅳ番、土地寄贈時の条件として付された要望事項ということで、1 つ目は出来上がった事業所さんに寄贈者の名前を入れた銘板を作ってほしいと言われておりますので、こちらについてはお願いをしていきたいと思っています。

2 つ目、松の木が敷地の中央にございました。これを保存することというのが要望でお話をいただいているところでございます。米印に書きましたが、保存対象となる松の木が枯れかけているということで、現在敷地中央にあったものを市内の造園業者のところに移させていただいて管理をしてございます。事業者選定後に改めて松の木の状態を確認させていただく中で、どういう形での保存もしくは活用ができるのかというのは協議させていただければと思ってございます。前回の公募のときには松の木はまだ元気で真ん中にごございましたので、この点は前回の公募からの変更点になろうかと思います。

Ⅴ番、Ⅵ番は前回と同じでございますが、過去の近隣住民説明会で寄せられた要望事項であります送迎車両については敷地内にスペースを設けてくださいねということ、ま

た敷地内に残る浄化槽は事業者さんのほうで撤去してくださいということ、騒音等については配慮してくださいということ、この辺を条件にさせていただいて今回の公募を進めていきたいというふうに思っています。

申し上げたところ以外は特段前回の公募と条件は変えていないということで御理解いただければと思います。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して質問あるいは御意見がありましたらお願いします。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】

ありがとうございました。3、公募のスケジュールの第2次審査（ヒアリング）が令和7年4月中旬になっていますね。これは、一番上の事前相談が12月から11月になるというような話も先ほど伺いましたけれども、そうすると、6ページ目の13、ヒアリングが令和7年の5月中旬になっているんですが、これも4月とか、もっと言えば3月、要するに令和6年度中に行う可能性も——私たち運協の中でのヒアリングも令和6年度中にある可能性もあると、そういう内容でしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

お答えいたします。6ページにありますヒアリングは、5月中旬と書いたのが間違いでございます。御指摘ありがとうございます。全体の中では、第2次審査（ヒアリング）と6ページの13番のヒアリングというのは同じことを指しておりますので、本来4月中旬になっているのが正しかったと思います。ですので、公募スケジュールが1か月前倒しされた場合には、これも3月中旬になる可能性があるというふうに思っています。

以上です。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

小出委員、どうぞ。

【小出委員】

前回の公募のときの記憶が定かでなかったのでお伺いしたいんですけど、3ページの（2）の⑤、資金計画書のところで、東京都からの補助金を予定していますということなんですが、先ほど、赤尾課長の御説明で、要は建物の建築部分に関するところに補助金が出るということになりますか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【小出委員】

規模はどれぐらいでしたっけ。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

あくまで現時点での情報になりますが、現行の補助基準額につきましては3,360万円が補助基準額となっております。及び、開設準備経費支援事業補助金

というのが充てられる形になっていて、これは現行の補助基準額 8 3 万 9, 0 0 0 円掛ける定員数という形になってございます。

【小出委員】

3, 3 6 0 万円が建物の補助金、8 3. 9 万掛ける定員数というのは、これも建物に対して……。

【事務局】

建物躯体全体というよりも、内装であるとか什器類、テーブルとかそういったものについての補助金というふうに理解をしてございます。

【小出委員】

別紙の特記条件、2 ページ目の②、地域交流スペースに関してですけれども、こちらは通所型サービス B に基づく住民主体による運営ということで運営団体を公募というふうに書かれておりますが、公募の時期なんですけれども、これは本体のほうの公募の時期と合わせる形なんですか。それともまだ決まっていない形ですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

事業予定者さんに公募をしていただく、もちろん市と協議をしながらですけれども、事業者さんがやるという形になりますので、この公募の後になろうかと思えます。

【小出委員】

公募が終わって、事業者選定されて、事業者が時期を決めるということですね。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【小出委員】

あと、松の木なんですけど、これは前回かなり話題になったかと思うんですが、まだ枯れていないということですよね。枯れずに残っていて、それを——これは結構重要なところだと思っているんですけど、まだ確認は……。少し前に確認されたみたいなことをおっしゃっていたかと思うんですけど、今どんな状況に……。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ちょっと申し上げにくい部分もあるんですけども、前任者からの引継ぎではかなり厳しい状態、ほぼ復活は難しいんじゃないかとは聞いておりますが、造園業者さんの敷地内に今は植え替えて置いてあるという状況です。

【小出委員】

かなり戻すのは難しそうということですね。

【事務局】

そうですね。はい。

【小出委員】

分かりました。あと、その 1 個下の近隣住民のところなんですけれども、結構前回も移送のところでどうするか、要は乗降の場所でいろいろあったかと思うんですけど、敷地内に駐車場のほかに乗降場所を確保して、そこで実施するというような形になるんでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりでございます。

【小出委員】

分かりました。ありがとうございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

【山本委員】

当法人で進めさせていただいていたんですけれども、御説明があったように途中で断念しなければならなくなってしまいまして、本当に大変皆様に御迷惑をおかけいたしました。申し訳ございません。また、設計図面等も様々ありまして、経営も今安定している状況でもありますので、上司からはもし再度挑戦をさせていただければありがたいですということでしたので、また御相談させていただきます。よろしく願いいたします。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

瀬戸委員、どうぞ。

【瀬戸委員】

このような公募というのは、今突発的に出てきた——私がよく知らないだけなのかもしれないんですけれども、たまたま寄贈された土地があったから公募するということなのか、あるいは今後の介護保険を使う人たち、向こう大体10年ぐらいを見据えてこのような展開をほかにも進めていくという、ほかに土地の寄贈があれば、あるいは何十年間の貸借というか、少しバージョンを変えてでもこういうやり方を進めていく方向にあるのかということ、国立市の考えを聞きたい……。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

お答えいたします。施設の整備については、介護保険事業計画のほうに盛り込ませていただいております。小規模多機能型の施設についても、今後公募によって整備を図りますというようなことを計画に盛り込ませていただきました。

第9期の計画にほかに盛り込んであるものとしましては、定期巡回について、休止中のところへの働きかけを含めつつ整備を考えていくというようなことを盛り込んでおりますのと、認知症対応型のグループホームの事業についても、まだ数が市内に足りていないんじゃないかという議論があったことを踏まえまして、2ユニット以上の整備を考えていくということを計画上盛り込んでございます。現時点で何かしら計画に盛り込んであるのは以上でございます。

土地のところについては、寄贈は私どもとしてももちろん本当にありがたいお話ではありますけれども、常にそれがあるとは限りませんで、今後、申し上げた認知症グループホームとかの公募に当たって、必ず市有の土地を使うというわけではなくて、それぞれの状況に応じて、例えば事業者さんの提案する土地だったり建物だったりの中で考えていくという形になろうかと思います。

回答になっていますでしょうか。ありがとうございます。

【林会長】

ちょっと私から。別紙の1ページに土地略図というのがあって、「現地」の左のほうに階段状に——これは抜け道か何かですか。何なんでしょう、これは。

【事務局】

こういう形の道が本当にここにあって、抜け道なんだと思います。土地の形状として

このような道があります。

【林会長】

幅はどれくらい？ 車が通り抜けできるようなところなんですか。

【事務局】

記憶ベースですけれども、車は難しかったんじゃないかなと思います。

【林会長】

そうですね。分かりました。ただ、直接はこの道は今話題にしている土地とは関係ないんですね。たまたま地図の中にこういう……。

【事務局】

そうですね。本当に簡単な略図でございますので、場所が少しでも分かりやすいように、特徴的な道だったのでここに書き加えたという次第でございます。

【林会長】

分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

瀬戸委員、どうぞ。

【瀬戸委員】

今道のことが出たからお伺いしますが、右側の区画のブルーのところのちょうど終わっているところ、その辺の隣は道路なんですか。広い三小通りとか、そういう通りのところでしょうか。

【事務局】

三小通りではないと思いますが、道路でございます。もう1ブロック向こう側が三小通りですので、三小通りにはいかないけれども道路がここに走っているというところですね。

公募する土地は今は更地でございますので、もし何かのときにお寄りいただければ、ああ、ここかと分かっていたるんじゃないかなと思います。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

では、一応この辺りにしまして、議題としては以上で、あとはその他ですが、事務局からその他で何かございますか。

【事務局】

はい。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

本日も2議題議論をいただきまして、御承認いただきましてありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、公募については、スケジュールのところは少し見直す余地があるかと思っておりますが、それ以外については御承認いただいた内容で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

その他でございますが、今日お手元にお配りの次第の一番下にもありますとおり、次回の日程についてでございます。10月はスキップさせていただいて、11月15日金曜日でございます。会場は、市役所の地下食堂跡地の会議室となっております。場所は、地下に行けばすぐ分かるかと思いますが、そちらで行わせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

あと、皆様の机上のほうに、第13回になります。国立市認知症の日のチラシを配りさせていただいております。今年度は、認知症があっても共に暮らしやすいまちづくりということで、10月27日の日曜日に開催をする予定とさせていただいているところになります。

内容としましては、午前中に映画上映という形で、『ぼけますから、よろしくお願いします～おかえり お母さん～』という映画を上映させていただきまして、午後の部につきましては基調の座談会、そして「くにたち・マリーゴールドの会」、そしてくにたち劇場というような内容で実施をする予定とさせていただいているところになります。

今回、座談会につきましては、認知症の長谷川式簡易スケールの開発者である長谷川先生の娘さんの南高さんにお越しいただくという形で予定しているところになっております。もしお時間等がありましたら、ぜひ御参加いただければと思います。

実行委員長さんから、よろしくお願いします。

【山路委員】

実行委員長をしております山路です。一言、私のほうから。今回の一つの特徴は、もともと認知症サポーター研修を受けられた方々が国立市で5,000人いるそうですが、その方々の一部の方と、伴奏者という認知症を支える活動をやっている方々も参画して手作りでこの事業を進めようということでやってきた試みであります。

その目玉が、今小山さんのほうから説明がありましたように、寸劇をやろうといって、これも手作りでいろいろ苦労してシナリオを作って、認知症というのはどんなものなのかということを知らしめることで、「まいった・まいった憲夫さん」というのは、私、山路憲夫の「憲夫」を取っています。私自身が認知症の当事者になって、林先生も友人として加わっていただいて、いろんな方々が認知症の人たちの日常生活はどういうもので、それをどうやって支えているのかというのを、商店街の方々も関わっていただいてやる市民劇場でありますので、ぜひ御覧になっていただければと思います。

あと、ブースもいろんな形で、製薬会社の方々も認知症の方々の食事とか、福祉機器とか、そういうものを展示したり、もう一つは認知症の拠点病院である新田クリニックの先生も参画して、認知症の相談コーナーを設けて認知症に苦労されている家族の方々からの様々な相談にも応じるような相談コーナーを従来も設けていましたけれども、今度も力を入れて相談コーナーをやろうと計画しております。ぜひ参加していただければと思います。

以上です。

【水川委員】

よろしいですか。

【林会長】

水川委員、どうぞ。

【水川委員】

認知症の日のほうは、市のホームページには出ているんですか。

【事務局】

まだ、これから掲載をする形になるかと思いますが。10月5日号の市報の一面に認知症の日の特集という形で載せさせていただきまして、それに併せてホームページ等に掲載をするという形になるかと思いますが。

【水川委員】

いつやるんだと聞かれて、日にちを調べていたんですけども、どこにも出ていないので……。あと、この紙も各歯科医師会にも配られると思うんですけども、まだ……。

【事務局】

今できたばかりで……。

【水川委員】

配るのが、なるべく早くしていただければと思います。

【事務局】

申し訳ございません。チラシは、実を言うとできたばかりでして、これから配布をさせていただくという段階になりますので、早めにお渡しできるようにしたいと思います。以上です。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

森平委員。

【森平委員】

75歳になられた方に認知症のアンケートのようなものが送られていると思うんですけども、あれを実際に見ていると、チェックして、その後どうするかみたいな方向性等、それから当事者がどれだけそれを理解できるかとか、その辺のことも、出された数からどのくらいの反応があったかという、これはいつからそういう形で行われていたかというのが私は分からなくて、その辺りのことを、チェックの結果をどういう風にご本人が活用するのかということを教えていただきたいと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。多分、認知症検診事業のお話かと思います。今年度、65歳から79歳の方までを対象に認知症検診事業という形で実施をするわけなんですけど、70歳を迎える方及び75歳を迎える方には通知という形で送らせていただいております。実際にそこに入っておりますチェックリストをしていただきまして、認知症に関して心配な方、またはテストの結果初期段階の認知症の可能性があるという方につきましては、病院のほうに受診をしていただきまして認知症の検診を受けていただく、そういうような形の事業をさせていただいているところになっております。

実際に、昨年度行っている数に関しましては、昨年度は70歳から79歳の方という形でさせていただいていたんですが、普及啓発としては、1,560人の方に送付をさせていただいております。実際に相談につながった方が17人、病院のほうに受診をしていただいた方が5名という割合になっているものになります。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【森平委員】

私は直接これを受け取ったわけじゃないんですけども、知り合いの者がそれを受けて、これは一体どうしたらいいのという話で、よく分からなかったのでもちよっとお尋ねなんですけど、チェックをして、その結果がどういう場合だったらどうしたらいいとか、そういうことがあったとしても病院とかクリニックのハードルが高いとか、もうちょっと何かその辺を分かりやすい第一歩にさせていただいたらありがたいんじゃないかなというふうに知り合いの者と話していて感じたんです。せっかくすごくきれいな用紙や何かで、きちんとした大きな封筒で届いたということだったので、結構手間というか、

お金もかかっているだろうし、もうちょっと分かりやすいものというか、そういう形であつたらいいんじゃないかなと感じたものですから……。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

御意見をいただきましてありがとうございます。実際に送付をさせていただいた後、少し分かりにくいというような部分での御相談といたしますか、御連絡をいただいていたというのも正直ありました。ですので、今後分かりやすい形での表記といたしますか、説明といたしますか、できるような形でしていきたいと思っております。

実際にお手元に届いたときに見ていただいた内容を含めて、少し認知症について心配等がありましたらぜひ地域包括支援センターに御相談くださいというような形にもなっているかと思しますので、ぜひその辺のところで、御心配等がありましたら、まずは病院まではハードルがやっぱり高いですので、その前段階として私たち地域包括支援センター等に御相談をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

【林会長】

よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。特にないようでしたら、今日はここまでにしたいと思います。大変お疲れさまでした。

—— 了 ——